

吹田市市税及び国民健康保険料等総合公金収納業務仕様書

吹田市市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、母子父子寡婦福祉資金償還金、介護保険料、統一納付書等による納入金（以下「市税等」という）を全国に所在するコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という）において収納した収納情報、または納税義務者等のスマートフォン等を利用した吹田市税納付サイトからのクレジット決済による納付（以下「スマホ収納」という）の情報、またはスマートフォン等の機器を利用して、アプリケーション（以下「APP」という）の決済機能により納入を完了する方法による納付（以下「APP 収納」という）情報を総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という）伝送にて取得する業務を委託するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1 業務目的

吹田市が市税等のコンビニ収納、スマホ収納及び APP 収納を行うにあたり、吹田市が指定する収納代行業者と連携し、吹田市が収納データを LGWAN 経由で取得できるようにする。

2 用語の意義

(1) 総合公金収納業者

吹田市から本業務を受託した者をいう。

(2) 収納代行業者

吹田市から市税等のコンビニ収納、スマホ収納及び APP 収納業務を受託した者をいう。

(3) 指定納付受託者

吹田市がスマホ収納でのクレジット決済の納付受託者として指定した者をいう。

(4) 各本部

収納代行業者と契約している各コンビニの本部をいう。

(5) 収納取扱店

収納代行業者と契約しているコンビニの各店舗をいう。

(6) 納付用紙

吹田市が発行する市税等を収納するために使用する用紙で、収納用のバーコードが付されているものをいう。

納付用紙の種類は、納入済通知書、納付書、領収証書からなる 3 連式のもの及び納税証明書を加えた 4 連式のものがある。

(7) 収納金

収納取扱店において、納付用紙に付されているバーコードの情報に基づき収納された市税等、スマホ収納でクレジット決済された市税または APP 収納による国

民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいう。

(8) 収納情報

収納取扱店により収納された収納金情報、スマホ収納によるクレジット決済に係る情報または APP 収納による収納金情報をいう。

(9) 速報データ

収納取扱店より送付されたコンビニ収納情報を各本部が 1 日単位で取りまとめたもの、またはスマホ収納でクレジット決済された収納情報または APP 収納による収納情報を収納代行業者が 1 日単位で取りまとめたものをいう。

(10) 確報データ

納入済通知書との照合により確定したコンビニ収納とスマホ収納及び APP 収納の収納情報を、収納代行業者および指定代理納付者から本市へ支払う日に取りまとめたものをいう。

(11) 速報取消データ

速報データを取り消すために送付されるデータをいう。

(12) 確報取消データ

確報データを取り消すために送付されるデータをいう。

通常、確報データの取り消しは行わない。

(13) 納付区分

市府民税（普通徴収）、市府民税（特別徴収）、法人市民税、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産分）、軽自動車税（種別割）、事業所税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、母子父子寡婦福祉資金償還金、介護保険料、統一納付書等による納入金の科目の別をいう。

ただし、スマホ収納は、市府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産分）、軽自動車税（種別割）のみ。

APP 収納は、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産分）、軽自動車税（種別割）、統一納付書等による納入金のみ。

3 委託する業務の概要

吹田市が指定する収納代行業者と連携し、LGWAN 経由で収納データを取得可能とします。

※本市は収納代行業者として株式会社電算システム（岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地）と契約している。また、令和 5 年 10 月 1 日から収納代行業者が追加となることがある。これらの業者との連携ができるものであること。

(1) 収納代行業者との連携

ア 吹田市が指定する収納代行業者と連携し、収納データ（速報データ・確報デ

ータ・速報取消データ、確報取消データ)を受信し、市のシステムに合わせた収納情報を作成すること。

- イ 収納代行業者との回線費用等は、総合公金収納業者の負担とする。
- ウ 収納代行業者からの収納データの受信後、速やかに吹田市のデータ受信用端末で確認ができるようにすること。
- エ 各種のデータを取りまとめ、吹田市あての速報データ・確報データを作成すること。
- オ 確報データの取りまとめ単位は、収納代行業者および指定代理納付者の収納金の払込単位と一致させること。
- カ その他に業務遂行上、確報データと払込み額が一致しない等、収納代行との間で事故が発生した場合は、直ちに吹田市へ報告すると共に、吹田市の指示を仰いで収納代行業者へ調査を依頼すること。この場合の取扱いについては別途協議する。

(2) コンビニ収納、スマホ収納及び APP 収納に係る各種統計表等を作成できること。

ア 時間帯別件数集計表

収納日別／月別／平日・休日別の時間帯別の件数が集計表が作成できること。

イ 休日・平日別件数・金額集計表

月別／納付区分別／収納機関（コンビニ本部）別の件数・金額の集計表が作成できること。

ウ 納付区分別件数・金額集計表

年月別／年月日別の納付区分別の件数・金額集計表が作成できること。

(3) 各データを吹田市で受信するのに必要となるソフトの提供（一般的なブラウザ、オフィスソフト以外に必要であれば）及び使用可能な状態にするためのインストールや設定作業などを行うこと。

※吹田市データ受信用端末のスペックは以下のとおり。

機種：NEC VersaPro PC-VKL23EZG4

OS：Windows10 Pro（64bit）

ウイルスチェックソフト：Symantec Endpoint Protection 14

(4) その他総合公金収納業務に係る当事者間の折衝、調整等

- ア 吹田市の指定する収納代行業者との折衝、調整等を行うこと。
- イ 吹田市の指定する本業務に係る業者との打合せへ参加すること。

4 速報・確報等の各データの送付

(1) データレイアウトについて

速報データ・確報データのレイアウトについては別添1を参照のこと。

(2) 送付方法について

- ア 吹田市との間のデータ伝送は、LGWAN 回線を利用する。
- イ 吹田市に設置するデータ受信用端末から総合公金収納業者に接続し、伝送により取得するものとする。受信用端末は既設のものを使用する。
- ウ 収納代行業者と総合公金収納業者との間のデータの送受については、発信者番号の確認などの情報漏洩への対策がとられていること。
- エ 収納情報は、2 週間は吹田市の必要に応じて再取得が可能であること。
- オ 回線の不通や受信端末の使用不能等、伝送によるデータの取得が困難な場合は、必要に応じて磁気媒体等により吹田市に提供できること。その際の方法、費用等については別途協議とする。

5 事故の対応

- (1) 本業務の履行に際して事故、障害等が発生した場合は、直ちに吹田市へ報告すること。
- (2) 報告方法については、吹田市及び収納代行業者と協議の上決定する。
- (3) 報告後の事後処理については、吹田市の指示に従うこと。

6 個人情報の保護・秘密の保持

- (1) 本業務の履行にあたっては、吹田市情報セキュリティポリシー、個人情報保護法等関係法令の各条項を遵守し、適切に処理するものとする。
- (2) 本業務において知り得た吹田市の機密に関する事項及び収納情報等の納付者のプライバシーに関する事項は、契約期間中のみならず、準備期間中、契約終了後においても本業務の履行にあたり必要な場合を除いて、第三者に漏らしてはならない。
また、不正利用等を防止し、個人の権利利益の侵害を防止しなければならない。

7 その他

本仕様書の解釈について疑義が生じたとき、若しくは、仕様書に定めのない事項については、吹田市と協議のうえ定めるものとする。